

監査役職務確認書の改訂について
(2025年3月第15回改訂)

2025年3月
一般社団法人 監査懇話会

当会では、今般「監査役職務確認書」の15回目の改訂を行いましたので、その概要をお知らせします。

記

1. 2025年3月に公表する文書

以下の文書を当会ホームページで公表しております。

- ①「監査役職務確認書の改訂について(2025年3月第15回改訂)」(2024年版からの変更点の概要を記載したもの)
- ②「新旧対照表」(2024年版からの変更点を列挙したもの)
- ③「2025年版監査役職務確認書(全文版)」(確認事項に加えて説明等を付記したもの)
- ④「2025年版監査役職務確認書(確認事項のみ)」(確認事項のみ列挙したもの)

2. 「監査役職務確認書」の主要な改訂点(詳細については新旧対照表をご覧ください)

(1) 監査環境の整備の明記

従来は監査役への報告体制の整備だけが記載されていたが、それに加えて監査役として監査環境の整備に努めるべきことを改めて明記した。

I-2. 監査役の監査環境の整備及び監査役への報告に関する体制等 [項目名][確認事項][説明]

(2) 取締役会等の決定内容の監査

取締役会等の決定内容が法令又は定款だけでなく、社内規則等にも違反していないことを確認することが必要であることを書き加えた。

II-2. 取締役会等の意思決定・監督業務の履行状況の監査 [説明]

(3) 取締役(会)へ報告すべき事象を認識した時の監査役の行動についての確認

従来は、確認すべきことが意識(実施するように意識しているか否か)であるのか事実(実施したか否か)であるのかわかりにくかったので、すべてを事実の確認で統一した。

II-3. 取締役(会)への報告義務・行為差止め請求 [確認事項][説明]

(4) 公益通報者保護法についての記述の整理・簡潔化

公益通報者保護法の説明にかかる記述を整理・簡潔化するとともに、コーポレートガバナンス・コードで上場会社に求められている体制整備義務のひとつとして、「独立した窓口の設置」を加えた。

Ⅱ-5. 会社法に基づく内部統制監査 [説明]

(5) 代表取締役との意見交換について

直接かつ双方向の意見交換であることを強調した記述とした。

Ⅱ-8. 代表取締役との定期的会合 [説明]

(6) 取締役及び使用人に対する報告請求及び業務・財産の調査について

報告請求権の性格やその内容をより詳しく説明し、理解しやすくするとともに、監査役に報告が届きやすくするための仕組みの整備についても言及した。また、実地調査では内部統制システムが現場レベルで適正に構築・運用されているかどうかを確認することを明確にした。さらに、入手した情報について、「10年間保存することが望ましい」としている根拠を明らかにした。

Ⅱ-9. 取締役及び使用人に対する報告請求、業務・財産の調査（往査の実務）

[項目名] [説明] [監査のツボ]

(7) 企業不祥事への対応について

企業不祥事対応に当たっては、「法的責任」だけでなく、「説明責任」や「社会的責任」、「経営責任」も強く意識しなければならないことを明記し、参考文献を掲げた。

Ⅱ-10. 企業不祥事への対応及び第三者委員会の設置 [確認事項] [説明] [監査のツボ]

(8) 親会社監査役の子会社調査権について

親会社監査役に子会社調査権が認められている理由を示して、理解促進を図った。

Ⅱ-11. 企業集団に関する監査 [説明]

(9) 第1・3四半期決算短信の任意レビューの取り扱いについて

2024年4月から第1、第3四半期報告書が廃止され、決算短信に集約されたが、その場合の決算短信レビューについての会計監査人の方針の確認、及び任意レビューを行う場合の報告聴取の重要性について記述した。

Ⅲ-2. 会計監査人設置会社の会計監査 [説明]

Ⅲ-4. 会計監査人との連携についての確認 [監査のツボ]

(10) 会計監査人の評価基準と選定基準について

会計監査人の選解任の判断に際して、監査役（会）として評価基準と選定基準の両方を用意しておくことが必要であることを明記し、基準策定の参考資料を紹介した。

Ⅲ-3. 会計監査人の選任等・会計監査人の報酬等についての確認 [説明]

(11) 事業報告における非監査業務についての記載内容の確認

公開会社が非監査業務を会計監査人に依頼し対価を支払ったときはその内容を事業報告に記載する必要があるが、非監査業務には保証業務と非保証業務の両方があること、及び監査役(会)が事業報告の記載内容を確認しなければならないことを明記した。

Ⅲ-4. 会計監査人との連携についての確認 [説明] [参考]

(12) 監査役報酬等の額の決定について

監査役報酬等の額の決定に関し、実行すべき手続き、手順を分かりやすく示すとともに、報酬等の在り方については、代表取締役等を含めて検討することを推奨した。

V-4. 監査役報酬等に関する事項 [確認事項] [監査のツボ]

(13) 監査役（会）と内部監査部門、会計監査人との連携について

「三様監査」を、監査役（会）、内部監査部門、会計監査人の3つの形態の監査が存在することと再定義し、そのうえでその連携が重要になっていることの記述（連携状況の有価証券報告書への記載や三者が一堂に会した意見交換の重要性）を加えた。

V-5. 監査役（会）・内部監査部門・会計監査人の監査（三様監査）間の連携に関する事項 [項目名] [説明] [監査のツボ]

(14) その他

以上のほか、正確性や読み易さ、理解しやすさの向上等の観点から、主語の明確化、項目の独立、文章の整理、文言の補填・加筆・修正等を行った。

以上